

会員の皆様

3月27日付で、社会・援護局障害保健福祉部長名の「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（退院後支援ガイドライン）と「措置入院の運用に関するガイドライン」（措置入院運用ガイドライン）が都道府県等に発出されました。同日、全国保健所長会長あてにも、当該ガイドライン等の会員への周知につき、依頼がありました。

退院後支援ガイドラインは、各地方公共団体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な退院後支援の具体的な手順を整理したものであり、精神障害者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的としております。

また、措置入院運用ガイドラインは、措置入院の運用が適切に行われるよう、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手順をが整理されております。

会員の皆様におかれましては、これらのガイドラインの趣旨をご理解のうえ、精神障害者の包括的な支援体制の構築の推進に向けた対応につきまして、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

平成 30年3月28日

全国保健所長会会長

宇田 英典